

衆議院法務委員会ニュース

【第219回国会】令和7年12月18日（木）、第9回の委員会が開かれました。（閉会中審査）

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（家族の氏を巡る問題等について）

・平口法務大臣、鈴木内閣府副大臣、津島内閣府副大臣、国光外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）米山隆一君（立憲）、松下玲子君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、石井智恵君（国民）、平林晃君（公明）、本村伸子君（共産）、吉川里奈君（参政）、島田洋一君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

米山隆一君（立憲）

（1）第6次男女共同参画基本計画の答申案の作成経緯

ア 「社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度の創設の検討」という文言が追加された経緯

イ 修正箇所について有識者議員へ明確に説明しようとした意図の有無

ウ 男女共同参画会議の有識者議員への答申案の初回の説明の際に変更箇所を示す資料を渡した事実の有無

エ 変更が生じた場合は更に審議を重ねて各議員の合意を取ってから答申をする必要性

オ 上記アの文言の追加の際の法務省と内閣府の協議の有無及び法務大臣の了承の有無

（2）選択的夫婦別姓に関する法制審議会の答申

ア 平成8年の法制審議会答申が現在でも有効であることの確認

イ 法制審議会が当時否定した旧姓使用に法的効力を与える制度創設の案を検討するに当たり改めて同審議会に諮問を行う必要性

（3）事前に通告されていない質問には回答できないとする11月26日の当委員会における鈴木内閣府副大臣の発言が個人的見解であるとの確認

（4）旧姓使用の法制化により複数の氏名を持つ者に対する重要経済安保情報保護活用法の適用が困難になることについての鈴木内閣府副大臣の見解

松下玲子君（立憲）

第6次男女共同参画基本計画の答申案の作成経緯

ア 素案にはなかった「社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度の創設の検討」という文言を加筆する意思決定が行われた経緯

イ 上記アについて加筆又はその指示を行った主体及び加筆をした理由

ウ 政府の方針である総理指示ではなく政党間の連立政権合意書の内容に基づき公務員が加筆したのであれば憲法違反に当たる可能性

エ 内閣府として旧姓の通称使用についての法制度を政府方針にすることは考えていないとする過去の答弁からの政府方針の変更の有無

オ 「旧姓使用の法的効力」の定義及び法的効力を与えることにより解消される不利益

カ パスポートのICチップに旧姓が記録されないため入国時に支障を来すこと等が生じている現状の確認及び旧姓使用の法制化による旧姓でのパスポートの作成及び航空券の購入の可否

鎌田さゆり君（立憲）

選択的夫婦別氏制度の導入

ア 戸籍制度への影響

- ア 戸籍の目的についての法務大臣の認識
- イ 法務省ウェブサイトにおける平成8年の法制審議会答申に基づく戸籍の記載例の公開及び選択的夫婦別氏制度の導入により戸籍制度が壊れる心配はないことについての法務大臣の認識の有無
- イ 第6次男女共同参画基本計画の答申案の作成経緯
 - ア 「社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度の創設の検討」の文言が総理指示を受けた法務省と関係省庁との協議が反映された結果である可能性
 - イ 総理指示のあった月日及び指示の相手方
 - イ 総理の指示書及び内閣府男女共同参画局における検討内容の当委員会への提出の可否
 - イ 答申案への当該文言の記載について内閣府が関係省庁と協議を行った回数、日時及び相手方
 - イ 当該記載がこれまでなかったことについて問合せをした男女共同参画会議の有識者議員の人数
 - イ 答申案についての有識者議員への事前説明について答弁することができない理由
 - イ 男女共同参画会議の議長である内閣官房長官への一任の結果として第6次男女共同参画基本計画が閣議決定され来年の通常国会に法案が提出される可能性
 - イ 法制審議会の答申を尊重するとしつつも内閣府の主導で旧氏使用の法制化の検討が進められていることについての法務大臣の認識
 - イ 戸籍上の氏名と法制化される旧氏との関係
 - イ 当該記載により法制審議会の答申がほぼ否定されているとの法務大臣の認識の有無
 - イ 12月12日の男女共同参画会議において法務大臣として法制審議会の答申について発言した事実の有無
- ウ 旧氏使用が法制化された場合におけるパスポートの記載についてICAO（国際民間航空機関）の全加盟国に説明して了承を得られる見通しの有無

石井智恵君（国民）

（1）日本人同士の海外での別姓婚

- ア 帰国後に婚姻届が受理されないこと及び夫婦関係の公的証明方法がないことの確認
- イ 重婚や結婚詐欺といった事案を発生させないためにも戸籍上の夫婦関係を認める必要性

（2）第6次男女共同参画基本計画の答申案の作成経緯

- ア これまでの男女共同参画基本計画の策定において男女共同参画会議の専門調査会の審議を経ることなく事務方で文章を変更した事例の有無
- イ 同計画の素案に対するパブリックコメント
 - ア 内閣府が把握している重複投稿の数、全体に占める割合及び上位3件の意見の例
 - ア 正しく民意を反映するために重複投稿を防止する方策

（3）夫婦同姓制度についての国連女子差別撤廃委員会による改善勧告の内閣府の受止め及び旧姓の通称使用拡大で勧告に応じたこととなるか否かについての内閣府の見解

平林晃君（公明）

（1）「高水温等によるカキつい死被害への政策パッケージ」における技能実習の継続が困難となった技能実習生に他の職種での就労を認める措置

- ア 技能実習生が他の職種で就労する期間の監理費や住居費等を実習実施者が継続して負担することの確認
- イ 他の職種での就労には週28時間以内という制限がかかるため減収を理由に技能実習生が当該就労を拒否した場合に実習実施者の負担が減らないおそれ踏まえた更なる対応策

(2) 夫婦の氏

- ア 旧姓の通称使用の拡大に向けた総理指示に対する法務省の受止め及び今後の具体的な取組
- イ 男女共同参画会議においてこれまで議題とされなかった内容が答申案に盛り込まれた事例の有無
- ウ 旧姓使用の法制化により法的効力を有する氏が乱立する状況になることについての法務省の見解及びその解決策
- エ 新たな氏の制度の検討に当たり国際社会からの理解の得やすさも考慮要素とする必要性
- オ アイデンティティ及び人権尊重という観点から選択的夫婦別氏制度を導入すべきとの考え方に対する法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

第6次男女共同参画基本計画の答申案の作成経緯

- ア 専門調査会での議論を経ずに答申案に通称使用の法制化を盛り込むことは非民主的な方法であるとの指摘に対する法務副大臣の見解
- イ 上記アの方法が情報開示、自由な意見交換及び熟考という国民主権の土台に反する可能性
- ウ 上記アの内容で答申を出さないとの確認
- エ 上記アの答申案の内容を示した12月12日の男女共同参画会議の情報が公開されていないことの是非
- オ 通称使用の法制化によって弊害が生じる者の有無についての津島内閣府副大臣の認識
- カ 通称使用の法制化のデメリットについての法務大臣の認識
- キ 夫婦別姓や親子別姓の家族を肯定してほしいとの当事者の思いに対する法務大臣の見解

吉川里奈君（参政）

- (1) 子どもの意見を含め幅広く夫婦の氏に関する国民の意識調査を行う必要性
- (2) 戸籍法の改正を伴わずに旧姓の通称使用を位置付ける方針を検討する必要性
- (3) 女性版骨太との方針に盛り込まれている「アンコンシャスバイアスの解消に向けた意識改革」が思想・良心の自由の侵害に当たる可能性
- (4) 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっては上記(3)のアンコンシャスバイアスによって生じる不利益を解消させる旨を丁寧に示す必要性

島田洋一君（無）

- (1) 総理指示を受けた外国勢力からの機微情報を保護するための関連法案の提出のスケジュール
- (2) 中国の国防動員法及び国家情報法に対する外務副大臣の認識